

-環境省-

循環型社会形成推進交付金事業等の設備等に要した費用が交付対象外など

4件 不当金額(支出) 3億0014万円

(前年度 4件 5435万円)

1 交付金事業の概要

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領(これらを「取扱要領」)によれば、最終処分場等を整備する事業やごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。そして、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、合成樹脂製品等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(以下「特殊製品費」)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の1/2に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とすることなどとされている。

2 検査の結果

交付対象事業費の算定に当たり、3事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、2事業主体(金沢市及び白山野々市広域事務組合)は、本工事費のうち現場管理費等について、純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出したりしていた。

したがって、構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると110億9130万円となることから、本件交付対象事業費119億7868万円は、これに比べて8億8738万円過大となっており、これに係る交付金相当額3億0014万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 国庫補助 対象事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 国庫補助 対象事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
石川県	金沢市	循環型社会形成推進交付金	平成21 ～令和2	円 82億2505万 (80億0025万)	円 27億5076万	円 8億0996万 (8億0996万)	円 2億6998万
同	同	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金等	平成26 ～29	12億8700万 (4億5723万)	2億0809万	3622万 (3622万)	1642万
同	羽咋郡市広域圏事務組合	循環型社会形成推進交付金	26～28	18億5574万 (15億7147万)	5億2382万	2459万 (2459万)	819万
同	白山野々市広域事務組合	同	27～30	21億9661万 (19億4972万)	6億4990万	1659万 (1659万)	553万
計	3事業主体			135億6441万 (119億7868万)	41億3259万	8億8738万 (8億8738万)	3億0014万